

青森県後期高齢者医療広域連合組織規則

(平成十九年二月一日青森県後期高齢者医療広域連合規則第二号)

改正 平成十九年三月二十八日規則第二二号

平成二六年六月一七日規則第 六号

(趣旨)

第一条 この規則は、別に定めるものを除き、広域連合長及び会計管理者の権限に属する事務を処理するために必要な組織について定めるものとする。

(課の設置)

第二条 青森県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第三号)第二条に規定する事務局に総務課及び業務課を置く。

2 会計管理者の権限に属する事務を処理するため、会計課を置く。

3 会計課に出納員その他必要な職員を置く。

(事務局長)

第三条 事務局に事務局長を置く。

2 事務局長は、上司の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(課長)

第四条 課に課長を置く。

2 会計管理者は、会計課長の職にある者をもって充てる。

3 課長は、上司の命を受け、課に所属する職員を指揮監督し、その所掌事務を掌理する。

(副参事)

第五条 課に副参事を置くことができる。

2 副参事は、上司の命を受け、上司の指定する重要な事務を処理する。

(主幹、主査及び主事)

第六条 課に主幹、主査及び主事を置くことができる。

2 主幹、主査及び主事は、上司の命を受け、上司の指定する事務を処理する。

(事務分掌)

第七条 総務課、業務課及び会計課の事務分掌は、次のとおりとする。

総務課

- 一 広域計画に関すること。
- 二 予算及び経理に関すること。
- 三 職員の人事及び給与に関すること。
- 四 条例及び規則等の制定及び改廃に関すること。
- 五 公告式に関すること。
- 六 情報公開に関すること。
- 七 個人情報保護に関すること。
- 八 統計及び調査に関すること。
- 九 公印の管理に関すること。
- 十 文書管理に関すること。
- 十一 補助金及び起債に関すること。
- 十二 分賦金に関すること。
- 十三 財政状況の公表に関すること。
- 十四 財産管理に関すること。

- 十五 契約に關すること。
 - 十六 財政計画に關すること。
 - 十七 議會に關すること。
 - 十八 選挙管理委員會に關すること。
 - 十九 監査委員に關すること。
 - 二十 共済組合に關すること。
 - 二十一 市町村との連絡調整に關すること。
 - 二十二 他の課に屬さないこと。
- 業務課
- 一 被保險者の資格管理事務に關すること。
 - 二 被保險者証の交付及び更新事務に關すること。
 - 三 医療給付に關すること。
 - 四 保険料の賦課等に關すること。
 - 五 後期高齢者医療事業に關する審査請求及び支払事務に關すること。
 - 六 保健事業に關すること。
 - 七 電算システムに關すること。
 - 八 広報及び広聴に關すること。
 - 九 国保連合会との連絡調整に關すること。
 - 十 前各号に掲げるもののほか、後期高齢者医療事業に關すること。
- 會計課
- 一 現金及び有価証券の出納及び保管に關すること。
 - 二 物品の出納及び保管に關すること。

- 三 支出負担行為及び調定の確認に関する事。
- 四 財務事務の検査及び指導に関する事。
- 五 決算の調製に関する事。
- 六 現金及び財産の記録管理に関する事。
- 七 指定金融機関に関する事。
- 八 その他出納事務に関する事。

(委任)

第八条 この規則に定めるほか、事務局の組織に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年規則第二二号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年規則第六号)

この規則は、公布の日から施行し、平成二十六年四月一日から適用する。